

一般財団法人全国山の日協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人全国山の日協議会と称し、英文では General Incorporated Foundation Mountain Day Promoting Association (MDPA) と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、「山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する」という国民の祝日「山の日」の意義を広く国民に周知し、「山の日」に関わる諸分野の課題を研究し、発展させることで、山に関わる社会環境を良好に整備する事業を行い、もって国民の経済、教育、安全、環境、健康及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 国民の祝日「山の日」の記念大会の開催に関わる事業
- (2) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- (3) 教育、スポーツを通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- (4) 事故又は災害の防止を目的とする事業
- (5) 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- (6) 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- (7) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- (8) 上記(2)から(7)の各事業に必要な指導者及び人材を育成するための事業
- (9) 上記(1)から(7)の各事業の主催、共催、後援、支援、募集、顕彰、調査及び研究、情報発信、交流、研修に関する事業
- (10) 上記の事業に資するための基金の募集及びその管理運営に関する事業
- (11) 寄附として受け入れた物品、動産、不動産等の展示、公開及び管理運営に関する事業

(12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行う。

(その他の事業)

第5条 この法人は、その公益目的事業の推進に資するため、次の事業を行う。

(1) 国民の祝日「山の日」に関わる物品の調査受託に関する事業

(2) 国民の祝日「山の日」に関わるサービスの調査受託に関する事業

(3) その他前各号に定める事業に関連する事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行う。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 財産、会計及び設立者

(設立者及び財産の拠出)

第7条 この法人の設立者の氏名及び住所は以下のとおりであり、設立者は末尾に掲げる財産目録に記載された財産をこの法人のために拠出する。

住所 東京都新宿区三栄町 18 番地 丸藤ビル 201 号

氏名 全国「山の日」協議会

(財産の種類)

第8条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会において決議した財産及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第16号に規定する第4条第1項の公益目的事業を行うために不可欠なものとして特定された財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以降に寄附を受けた財産については、その半額以上を第4条第1項の各公益目的に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程によるものとする。

(基本財産の維持及び処分)

第9条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意義務をもって管理されなければならない。

2 基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、予め評議員会において議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

（財産の管理及び運用）

第10条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

（事業計画及び収支予算）

第11条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第12条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類等を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、その承認を受けなければならない。

（会計原則等）

第13条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（剰余金及び公益目的取得財産残額の算定）

第14条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

2 理事長は、公益認定法施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類に記載するものとする。

第4章 評議員

（評議員）

第15条 この法人に評議員5名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第16条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。)の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族又は使用人(過去に使用人となった者も含む。)

4 評議員選定委員会に提案する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人の役員等(理事、監事及び評議員)との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条に定める評議員の員数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員(2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員)につき、2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(評議員の権限)

第17条 評議員は、評議員会を構成し、第21条に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(評議員の任期)

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。

3 評議員は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第19条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を執行するために要する費用の支払をすることができる。

第5章 評議員会

(評議員会の構成)

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第21条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事に対する報酬及び費用の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (8) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項

(評議員会の種類及び開催)

第22条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(評議員会の招集)

第23条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招

集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(評議員会の議長)

第24条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(評議員会の定足数)

第25条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(評議員会の決議)

第26条 評議員会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第29条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会の議事録)

第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員の中から選任した議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

(評議員会運営規程)

第28条 評議員会の運営に関して必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規程によるものとする。

第6章 役員

（役員の設定）

第29条 この法人に、次の役員を置く。

（1）理事 5名以上15名以内

（2）監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長、若干名を副会長、1名を理事長及び2名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

（役員を選任）

第30条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、この法人の業務を総覧する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その職務を代行する。

4 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表しこの法人の業務を執行する。

5 常務理事は、理事長を補佐してこの法人の業務を執行し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その職務を代行する。

6 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

（監事の職務及び権限）

第32条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査し、各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査する。

3 監事は、評議員会及び理事会に出席し、必要があれば意見を述べることができる。

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められるときは、これを評議員会及び理事会に報告することができる。

5 監事は、前号の報告をするために必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求することができる。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の

日を開催日とする理事会の招集が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。

6 監事の監査については、法令及びこの定款に定めるもののほか、監事全員により定める監事監査規程によるものとする。

（役員任期）

第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第29条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第34条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員に対する報酬等）

第35条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める報酬の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用の支払をすることができる。

第7章 理事会

（理事会の構成）

第36条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（理事会の権限）

第37条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

（1）評議員会の開催の日時及び場所並びに目的である事項等の決定

- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長、理事長及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
- (5) 理事の責任の免除及び理事の責任限定契約の締結

（種類及び開催）

第38条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第32条第5項の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

（理事会の招集）

第39条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号により理事が招集する場合は理事が、前条第3項第4号後段により監事が招集する場合は監事が、招集する。

3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開

催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第40条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第41条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(理事会の決議)

第42条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

(相談役、顧問、運営委員)

第44条 この法人には、理事長の委嘱により相談役、顧問及び運営委員を置くことができる。

2 相談役及び顧問は、重要事項について理事長の諮問に応じ、又は意見を具申する。

3 運営委員は、理事長の命を受け各専門事項につきこれを処理する。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第45条 この定款は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第16条についても適用する。

(解散)

第46条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第47条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第49条 この法人は、事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設けることができる。

- 2 委員会の委員は、理事会において選任する。
- 3 委員会は、その目的とする事項について調査し、研究し又は審議する。
- 4 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会運営規程によるものとする。

第10章 事務局及び備付け帳簿等

(事務局の設置)

第50条 この法人は、事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 3 事務局長は理事会の承認を経て理事長が任免し、その他の職員は理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第51条 事務所には法令で定めるところにより次の書類を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 定款

- (2) 事業報告
- (3) 事業報告の附属明細書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (7) 財産目録
- (8) 事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- (9) 監査報告
- (10) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (11) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (12) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (13) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項のほか事務所には法令で定めるところにより次の書類を備え置き、それぞれ以下の者の閲覧に供するものとする。

- (1) 評議員会議事録又は評議員会の決議の省略に係る同意書若しくは同意の電磁的記録
評議員及び債権者
- (2) 理事会の議事録又は理事会の決議の省略に係る同意書若しくは同意の電磁的記録
評議員及び裁判所の許可を得た債権者
- (3) 会計帳簿
評議員

第11章 賛助会員

（賛助会員）

第52条 この法人の事業目的に賛同し、会費を納める者を賛助会員とする。

2 賛助会員に関する規程は、理事会の議決を経て、別にこれを定める。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第53条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定めるものとする。

（個人情報の保護）

第54条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

第13章 公告の方法

（公告）

第55条 この法人の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第14章 附則

（会員の地位の承継）

第56条 権利能力なき社団である全国「山の日」協議会（以下「旧社団」という。）の会員は、別段の意思表示をした場合を除き、この法人の成立と同時に本定款第52条に規定される賛助会員になったものとみなす。

（権利義務の継承）

第57条 旧社団がこの法人の成立に伴ってその財産をこの法人に移譲することを約定して解散したときは、この法人は、評議員会の決議をもって旧社団の一切の権利義務を継承する。この場合、旧社団の会員が旧社団に納入した会費は、この法人に納入された会費とみなす。

（最初の事業年度）

第58条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成29年3月31日までとする。

（設立時の評議員）

第59条 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

衛藤征士郎、藤原忠彦、高橋通子、梶 正彦、尾上 昇、八木原罔明、柏木秀夫

（設立時の役員）

第60条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事

谷垣禎一、安藤宏基、松沢哲郎、福田富一、國島芳明、小林政志、磯野剛太、中村 達、
尾形好雄、水嶋一雄、渋谷晃太郎、大久保春美、橋本 岳、務台俊介、手塚友恵

設立時代表理事 磯野剛太

設立時監事 成川隆顕、加藤銀次郎

(委任)

第61条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(定款に定めのない事項)

第62条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般財団法人全国山の日協議会の設立のため、この定款を作成し、設立者が次に記名押印をする。

平成28年3月1日

設立者

東京都新宿区三栄町18番地 丸藤ビル201号

全国「山の日」協議会 会長 谷垣禎一

(財産目録)

(1) 基本財産

財産種別：設立者拠出による現金300万円也

(2) その他の財産

財産種別：設立者拠出による現金50万円也

以 上